

## 旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和8年6月26日

旭川市長 今津 寛 介

### 1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 令和8年度旧地域保育所草刈り及び刈払草廃棄業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

旧地域保育所敷地の草刈り及び刈払草の廃棄

イ 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで

ウ 発注部局及び問い合わせ先

旭川市7条通9丁目 旭川市役所総合庁舎3階

旭川市こども・女性・若者未来部こども保育課

電話 0166-25-9106

### 2 契約の相手方の選定基準

旭川市における高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはシルバー人材センターに準ずる者であって旭川市高年齢者就業機会提供団体名簿に登録されている者のうち、令和8・9・10年度物品購入等入札参加資格者名簿の取扱品目が草刈の登録業者である者。

### 3 契約の相手方の決定方法

上記2により、公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴し、その見積金額が予定価格内で最低価格の者と契約を締結する。